

尼崎市保育施設利用に関するオンライン相談システム導入及び運用支援業務に係る  
公募型プロポーザル事業者募集要領

## 1 目的

乳幼児を抱える保護者や妊婦は外出することのハードルが高く、また窓口が混雑した場合は待ち時間が発生し、保護者や妊婦の精神的・身体的負担が大きくなるため、これらの負担軽減につなげることに加え、職員においても多様な働き方の一つとして在宅勤務を選択できるようになることから、保育施設利用に関するオンライン相談システムを導入し、窓口のDX化を図る。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

尼崎市保育施設利用に関するオンライン相談システム導入及び運用支援業務

### (2) 業務仕様書

別添「尼崎市保育施設利用に関するオンライン相談システム導入及び運用支援業務に係る公募型プロポーザル仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

### (3) 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

業務実施状況等が良好であると認められる場合、公募型プロポーザルは行わず、単年度ごとの随意契約による更新を可能とする（最長で令和10年度末まで）。

### (4) 提案上限額

901,000円（初期費用及び保守サービス費用並びに消費税及び地方消費税を含む）

※ 1枠当たり30分×1日当たり14枠×年間241日、年間総枠数は、職員2名×1日当たり7枠×年間241日=3,374枠（職員2名が同時時間帯に通話することも可能とする）を想定した見積額とすること。

※ 提案内容にかかわらず、この上限額を超える提案は受け付けない。また、本業務に係る令和8年度関係予算が尼崎市議会において承認された場合に限り、承認された予算の範囲内において、契約を行う。令和9年度以降、単年度契約による更新を行う場合は、該当年度の予算が尼崎市議会において承認された場合に限り、承認された予算の範囲内において委託契約を行うことを基本とする。

※ 上記提案額は令和8年度向け提案上限額であるため、令和9年度以降の提案上限額を保障するものではない。

### (5) 支払条件

業務完了後、適法な請求を受けた日から30日以内に一括払いを原則とするが、当該条件により難しい場合は、別途、協議により決定する。

## 3 公募参加条件

以下の要件を全て満たす者を本プロポーザルの参加資格者とする。

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと

と。

- ② 尼崎市から入札参加停止措置を受けていないこと。
- ③ 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て（同法附則第3条に規定する申立てを含む。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条に規定する申立てを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ④ 納期が到来した国税及び地方税の未納額がないこと。
- ⑤ 暴力団（尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）第2条第4号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条例第2条第5号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団密接関係者（同条例第2条第7号に規定する暴力団及び暴力団と密接な関係を有する者をいう。）に該当しないこと
- ⑥ 参加申込書の提出時点において、一般財団法人日本情報経済社会推進協会「プライバシーマーク」又は「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度」の認証を取得していること。
- ⑦ 本プロポーザルへの応募に係る一切の経費については、参加申込みをする者が負担すること。

#### 4 プロポーザルの実施スケジュール

内容	時期（予定を含む。）
募集要領の公表	令和8年3月4日（水）から3月19日（木）
参加申込書受付期間	令和8年3月4日（水）から3月19日（木）
質問書の受付	令和8年3月4日（水）から3月12日（木）
質問への回答日	令和8年3月16日（月）
企画提案書等の提出	令和8年3月4日（水）から3月23日（月）
プレゼンテーションの実施	令和8年3月26日（木） 予定
優先交渉権者の決定	令和8年3月30日（月） 予定
契約締結	令和8年4月1日（水）

#### 5 参加申込の受付

##### (1) 提出書類

- ア 参加申込書（様式1）
- イ 誓約書（様式2）

##### (2) 提出方法

電子メールのみ。「ama-nyusho@city.amagasaki.hyogo.jp」宛てに送付。

件名は「【参加申込】尼崎市保育施設利用に関するオンライン相談システム導入及び運用支援業務に係るプロポーザル（事業者名）」とすること。

##### (3) 受付期間及び提出先

令和8年3月4日（水）から令和8年3月19日（木）まで。

「ama-nyusho@city.amagasaki.hyogo.jp」へ令和8年3月19日（木）午後5時30分までに送付すること。

## 6 質問書の受付及び回答

### (1) 質問様式

指定様式（様式3）

### (2) 質問方法及び送付先

電子メールのみ。「ama-nyusho@city.amagasaki.hyogo.jp」宛てに送付。

件名は「【質問書】尼崎市保育施設利用に関するオンライン相談システム導入及び運用支援業務に係るプロポーザル（事業者名）」とすること。

### (3) 受付期間

令和8年3月4日（水）から令和8年3月12日（木）まで。

最終日の受付は午後5時30分までとする。

### (4) 回答

3月16日（月）に、こども入所支援担当において必要と判断したものについては、尼崎市ホームページ（本要領を掲載している画面と同一画面）上で公表する。

## 7 企画提案書等の提出

### (1) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式）（提出部数：7部）

イ 見積書（任意様式）（提出部数：原本1部、写し6部）

※ 提案価格の根拠となる明細を記載すること。

※ 押印を必須とする。

※ 宛名は「尼崎市長」とすること。

※ 令和9年度、令和10年度の見積書を別途作成すること。

※ 税抜価格及び税込価格の両方を記載すること。

ウ 会社概要書（提出部数：7部）

エ プライバシーマーク又はI SMS認証を確認できる証明書（提出部数：7部（写し可））

オ 商業登記簿謄本（登記事項証明書）【発行後3か月以内のもの】（提出部数：7部（写し可））

カ 法人税の滞納がない旨の証明書（未納の税額がないことの証明書）【発行後3か月以内のもの】（提出部数：7部（写し可））

キ 消費税及び地方消費税の納税証明書（未納の税額がないことの証明書）【発行後3か月以内のもの】（提出部数：7部（写し可））

ク 市税の納税証明書（未納の税額がないことの証明書）【発行後3か月以内のもの】（提出部数：7部（写し可））

### (2) 提出方法

持参又は郵送

### (3) 提出期間及び提出先

令和8年3月4日（水）から令和8年3月23日（月）まで。

持参の場合は平日の午後9時から正午及び午後1時から午後5時までに尼崎市役所本庁舎北館2階こども入所支援担当まで持参すること。

郵送の場合は「〒660-8501 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号尼崎市役所こども入所支援担当宛て」に令和8年3月23日（月）午後5時30分必着で送付すること。

#### (4) 企画提案書等作成における留意点

ア 製品のコンセプト、機能、特長、導入による効果、画面イメージ図、セキュリティ対策、運用支援サービス（障害発生時の対応、職員への操作説明など）及び類似業務に係る地方自治体における実績については必ず記載すること。

イ 仕様書以上の提案がある場合は見積額とは別に費用が必要かどうかを明確化した上で記載すること。

ウ 提出された企画提案書等を受理した後の加筆及び修正は原則認めない。（本市が補正等を求める場合または質問書に対する回答を踏まえた補正を除く。）

エ 専門用語は極力使用せず、専門知識のない職員でも理解できるようわかりやすい用語で表現すること。

オ 提出の様式はA4版両面印刷を原則とし、その他必要な場合は他の用紙サイズで作成することを認める。

## 8 選定方法

公募型プロポーザル方式とする。

企画提案書に基づいたプレゼンテーションを実施し、本市職員で構成する選定会議に属する委員が選定を行う。

### (1) 実施予定日

令和8年3月26日（木） 午前を予定

集合時間及び実施場所等の詳細は、別途個別に通知する。

### (2) 説明時間

1事業者 30分程度（事業者からの説明20分以内、質疑応答10分程度）

### (3) プレゼンテーションの方法

新たな資料の提出は不可とし、提案した企画提案書に基づき事業者が持参した端末にてデモンストラーションによる操作説明を行うこと。また、パワーポイントで説明する際のプロジェクター、スクリーンは事務局で用意するが、パソコンについては応募者の持込とし、使用を希望する場合は必ず企画提案書等応募書類提出時に申し出なければならない。

### (4) 出席可能人数

出席者の総数は5名までとする。

### (5) 評価点

選定会議において、各事業者が提出した企画提案内容を各選定委員が採点し、合算したものを評価点とする。

### (6) 最低基準点

本業務を的確に実施することができる最低の基準として、最低基準点（上記（１）評価点に６０％を乗じて得た数）を設定する。

(7) 評価項目

項目	審査内容
業務実績	・類似業務において他自治体の実績があるか。
機能・使いやすさ	・導入により本事業の目的が達成できる機能を有する。 ・要求機能の実現性が高い。 ・画面構成、レイアウトが見やすくわかりやすい。 ・操作が簡易である。 ・有効と思われる情報セキュリティ対策がある。
運用支援	・設定支援をはじめ操作研修等の導入支援を十分に受けられる。 ・障害発生時の対応が十分に見込める。
追加提案	・本市にとって有効な提案がある。
価格	・記評価項目の採点で同点になった場合、安価な提案者を上位者とする。

(8) 市内事業者等の加点

応募者が市内事業者の場合は１０％、準市内事業者の場合は５％を加算し、加算した結果を含めた得点を評価点とする。

※ 市内事業者とは、尼崎市内に本社や本店の主たる事務所を有している事業者を指し、準市内事業者とは、尼崎市内に支店や営業所等を有し、人員を配置し、事業活動を行っている事業者を指す。

9 契約締結

- (1) 優先交渉権者と契約交渉を行い双方が合意した段階で、受託候補者として随意契約の手続を行うものとする。なお、優先交渉権者と契約条件で合意に至らない場合又は本プロポーザル終了後、参加資格に虚偽が認められた場合は、次順位交渉権者と受託候補者としての契約交渉を行う。
- (2) 契約に当たっては、法令を遵守すること。
- (3) 契約保証金等、契約に当たっては尼崎市契約規則（昭和４１年尼崎市規則第９号）に基づくこと。
- (4) 本件については、令和８年度予算の執行に係る企画提案協議であるため、契約候補者の決定後、尼崎市議会において同年度予算が可決されることを条件として、同年４月に契約を締結する。ただし、予算案が可決されなかった場合は契約を締結しないこととする。

10 その他

- (1) 基本的には提案内容に沿った形で委託契約を行うが、本件における提案はあくまで受託候補者選定の審査材料となるものであるため、実際の契約締結及び業務推進に当たっては、市と協議した上で業務内容等の部分的な修正を行うことがあるので留意すること。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は、本件プロポーザルへの参加資格を無効とする。
  - ア 提出書類に虚偽の記載がある場合
  - イ 見積額が提案上限額を超える場合

ウ 不正行為があった場合

- (3) プロポーザルへの参加申込者は、参加を通じて知り得た情報を漏らさないこと。
- (4) 受託候補者決定後、受託候補者が契約締結までの間に第3項に規定する公募参加条件を満たさなくなった場合は、受託候補者の決定を無効とし、契約を締結しないことがある。
- (5) 受託候補者は、人権文化（全ての人々が、不当な差別及び排除、暴力等による人権侵害を受けず、及び日常生活の中で互いの人権を尊重することを考えて行動することが自然である状態をいう。）が社会に浸透することを目指す「尼崎市人権文化いきづくまちづくり条例」に定める事業者や市民等の責務を遵守し、事業者にあっては「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて、人権尊重に取り組むよう努めること。

11 提出先・問い合わせ先

尼崎市こども青少年局保育児童部こども入所支援担当

担当：辻

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号 尼崎市役所本庁舎北館2階

電話番号：06-6489-6369

電話メールアドレス：ama-nyusho@city.amagasaki.hyogo.jp